



## 調査と行政指導

「調査」とは、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律の規定に基づく処分を行う目的で、税務職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいいます。

平成23年度税制改正で国税通則法の改正が行われ、調査手続きが大きく変わりました。調査に当たっては、事前に調査対象者と税理士の双方に調査目的等を通知し、更正決定すべきと認められる非違がある場合には、当該非違の内容等（税目、課税期間、更正決定等をすべきと認める金額、その理由等）を説明することが定められました。また、修正申告等を勧奨する場合には、法的効果（修正申告等を提出した場合には不服申立てをすることはできないが、更正の請求をすることはできる旨）の教示とともに、その旨を記載した書面を交付することになりました。

「行政指導」とは、税務職員が行う行為で、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らない行為で以下のものが該当します。

- (1) 提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する行為で、  
書類の添付漏れがある場合において、納税義務者に対して当該書類の自発的な提出を要請する行為及び  
計算誤り、転記誤り又は記載漏れがあるのではないかと思料される場合において、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。
- (2) 提出された納税申告書の記載事項につき税法の適用誤りがあるのではないかと思料される納税義務者に対して、適用誤りの有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。
- (3) 納税申告書の提出義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて納税申告書の自発的な提出を要請する行為。
- (4) 源泉徴収税額の納税額に過不足徴収額があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して源泉徴収税額の自主納付等を要請する行為。
- (5) 源泉徴収義務があるのではないかと思料される者に対して、必要な基礎的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて源泉徴収税額の自主納付を要請する行為。

### 調査と行政指導の区分の明示

納税義務者等に対し調査又は行政指導に当たる行為を行う際は、対面、電話、書面等の態様を問わず、いずれの事務として行うかを明示した上で、それぞれの行為を法令等に基づき適正に行うものとされています。

### 行政指導の効果

「行政指導」のみに起因して、修正申告書の提出等が行われた場合には、その修正申告書の提出等は、更正もしくは決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないとされ、加算税が減免されることとなります。税務職員の行為の区分（「調査」か「行政指導」か）は大きな影響を与えることとなります。